

お申し込みの際は必ずこの旅行条件書をお読み下さい。

募集型企画旅行「旅行条件書」

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は、(南出水観光旅行社(以下「当社」といいます)が企画し実施する国内旅行であり、参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行契約の内容条件は、各コースに記載されている条件のほか本旅行条件書、及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます)によります。

2. 旅行のお申し込み及び契約の成立時期

(1) 当社又は当社受託営業所(以下「当社」といいます)にて所定の申込書(以下単に「申込書」といいます)に所定の事項を記入のうえ、お一人様につき、旅行代金の全額または一部を添えてお申し込み下さい。申込金は旅行代金、取消料または違約金のそれぞれの一部として取り扱います。

(2) 当社からは電話、FAXその他の通信手段による申込みを受付けます。この場合予約の時点では契約は成立しており、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱う場合があります。

(3) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表者としての契約責任者から、旅行申し込みがなされた場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

3. お申し込み条件

- (1) 20才未満の方は親権者の同意書が必要となります。
- (2) 旅行目的やお客さま層を特定した旅行については、年齢・資格・技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込時にお申出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、当社が講じた特別な措置に要する費用はお客さまの負担とさせていただきます。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、ご参加をお断りさせていただく場合があります。
- (4) お客さまが旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断及び加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。なお、これに掛かる一切の費用はお客さまのご負担となります。
- (5) お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (6) その他当社の業務上の都合があるときは、お申込みをお断りする場合があります。
- (7) お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業・団体、その他社会的勢力であると判明したときは、お申込みをお断りする場合があります。

4. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日前までにお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

5. 旅行代金について

- (1) 参加されるお客さまのうち、特に注釈のない場合、旅行開始日当日を基準に満12才以上の方はお小代金、満6才以上12才未満の方は子ども代金を適用します。但し、満3才以上6才未満の幼児で、空港送迎の座席確保及び食事、宿泊施設の器具等必要な場合は子ども代金を適用します。
- (2) 旅行代金には、以下のものが含まれています。(いずれも旅行日程に明示したもの)
 - ① 運送機関の運賃・料金
 - ② 宿泊代金
 - ③ 食事代金
 - ④ 観光に係る代金
 - ⑤ 添乗員経費
 - ⑥ その他旅行代金に含まれる旨表示したもの

上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しされません。

6. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客さまにあらかじめご連絡をいたし、あらかじめその理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。但し、緊急の場合において止むを得ないときは変更後に説明します。

7. 旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、利用する運輸機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にある日より前にお客さまに通知します。

8. お客さまの交替

お客さまは、当社の承諾を得て契約上の地位を第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定事項を記入のうえ当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料をいただく場合があります。

9. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客さまのご都合で旅行をお取消しになる場合には、以下の定める取消料をお支払いいただきます。
- (2) また、宿泊を伴う旅行の場合、ご参加のお客さまからは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

取消・変更日	取消・変更料
旅行開始日の前日より起算してさかのぼって	宿泊付旅行 日帰り旅行他
① 21日目に当たる日以降の解除	無料 無料
② 20日目に当たる日以降の解除(①～④を除く)	旅行代金の 20% 無料
③ 10日目に当たる日以降の解除(②～⑤を除く)	旅行代金の 20% 旅行代金の 20%
④ 7日目に当たる日以降の解除(③～⑥を除く)	旅行代金の 30% 旅行代金の 30%
⑤ 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40% 旅行代金の 40%
⑥ 旅行開始当日の解除	旅行代金の 50% 旅行代金の 50%
⑦ 無連絡不参加	旅行代金の100% 旅行代金の100%
⑧ 旅行開始後の解除	旅行代金の100% 旅行代金の100%

(2) お客さまのご都合による出発日の変更は、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を申し受けれます。

10. 当社による旅行契約の解除

- (1) お客さまが第4項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は当該期日の翌日において旅行契約を解除する場合があります。このときは、第9項に規定する取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。
- (2) 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合があります。
 - a. お客さまが当社のあらかじめ明示した性別・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客さまが病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - c. お客さまが他のお客さまに迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - d. お客さまが暴力団員、暴力団、暴力団関係企業団体、その他社会的勢力であると判明したとき。
 - e. お客さまが契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客さまの人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日(日帰り旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - g. 天災地変、戦乱、暴動・宿泊機関の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

11. 添乗員

- (1) 添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- (2) 添乗員の行うサービス内容は、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務といたします。よって旅行中は添乗員の指示に従っていただきます。
- (3) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。
- (4) 個人型ツアーには添乗員等は同行いたしません。お客さまが旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたします。また、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さまご自身で行っていただきます。

12. 当社の責任及び免責事項

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客さまに損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内の当社に対して通知があった場合に限ります。
- (2) 手荷物については生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者1名につき15万円を限度として賠償します。
- (3) お客さまが次に列挙するような事由により、損害を被られた場合は、当社(1)の責任を負いません。
 - ① 天災地変、戦乱、暴動又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ② 運送・宿泊機関等の事故もしくは火災又はこれらために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - ③ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによる生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - ④ 自由行動中の事故 ⑤ 食中毒 ⑥ 盗難
 - ⑦ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・道路変更など又はこれらにより生じる旅行日程の変更・目的滞り期間の短縮

13. 特別補償

- (1) 当社は第12項に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の別紙特別補償規定により、お客さまが旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その生命身体又は手荷物の上に被られた一定の損害については、あらかじめ定められる額の補償金及び見舞金を支払います。当社が第12項(1)の責任を負うこととなったときは、この補償金は当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。
- (2) お客さまが募集型企画旅行参加中に被らねた損害が、お客さまの故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスクイダイビング、超軽動力機操縦、ハングライダー操縦、ジャイロプレーン操縦その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

14. お客さまの責任

- (1) お客さまは、当社から提供された情報を活用し、お客さまの権利・義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- (2) お客さまは、旅行開始後において、万一本パンフレットに記載されている内容と異なる旅行サービスが提供されたとき又は、旅行地において遅やかにその旨を添乗員、船長、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

15. 旅程保証

- (1) 当社は次表左欄に掲げる旅行内容の重要な変更が生じた場合は、第5項(2)で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する

率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客さまに差し支払います。

- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は第5項(2)に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額が1,000円未満のときは、当社では変更補償金を支払いません。
- (3) 当社は、お客さまの同意を得て金銭による変更補償金・損害補償金の支払いに替えて、これと相應の物品サービスの提供をもって保証を行うことがあります。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地的変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備より低い料金のものへ変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本旅行の旅行開始日たる翌又は旅行終了日たる翌の空席の発生等による変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は値段その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
8. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載された事項の変更	2.5	5.0

注1. 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日前日にお客さまに通知した場合をいいます。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2. 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを(確定書面)と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との相違が確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じるときは、それとそれの変更とをそれぞれとして取り扱います。

注3. 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4. 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5. 第4号又は第5号もしくは第7号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊中複数発生した場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6. 第8号に掲げる変更については、第1号から第7号までを適用せず、第8号になります。

16. 個人情報の取扱について

- (1) 当社は、ご提供いただいた個人情報について、①お客さまとの間の連絡のため、②旅行に関して運送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため④当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑤当社及び当社と提携する企業の商品サービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため⑥旅行参加後のご意見やご感想のお願いのため⑦アンケートのお願いのため⑧特典サービス提供のため⑨統計資料作成のために利用させていただきます。
- (2) 上記②③④の目的を達成するため、お客さまの氏名、住所、電話番号、搭乗便名等を運送・宿泊機関、土産物店、等に書類又は電子データにより、提供する場合がございます。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、決済金額を電子的方法で提供することがあります。
- (3) 当社及び当社グループ各社はお客さまから書面によってご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先を、各社の営業案内、キャンペーン等のご案内のために、共同して利用させていただきます。共同利用する個人情報、当社は責任を持って管理します。なお当社の個人情報の取り扱いに関する方針等の詳細については、当社の店頭又はホームページ(http://izumikan.boj.jp)のプライバシーポリシーにてご確認をお願いいたします。
- (4) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。
- (5) お客さまは、当社の保有する個人データに対して開示、訂正、利用停止の請求を行うことができます。問合せ窓口は訂正のみ販売店、それ以外は本社になります。
- (6) 一部の任意記載項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

17. その他

- (1) お客さまの怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客さまの不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客さまにご負担いただきます。
- (2) お客さまのご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物を控しましては、お客さまの責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。
- (3) 土・日曜日、祝日やゴールデンウィーク又は夏休み期間等、パンフレット記載の特定日においては、道路渋滞等により通常期間の終了予定時刻よりも2～3時間程度終了予定時刻が遅れる場合がございます。また、その他止むを得ない事由により、一斉帰りが遅れ、タクシーの利用あるいは宿泊を必要とする事態が生じても当社はその請求には応じられません。また、目的滞り期間の短縮による補償を応じられません。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

18. ご旅行条件

この旅行条件と旅行代金算出の基準日については、各パンフレットまたはホームページに掲載されています。

※この条件書に定めのない事項は旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)当社募集型企画旅行約款によります。当社募集型企画旅行約款をご希望の方は、当社にご請求下さい。

有限会社 出水観光旅行社 鹿児島県出水市昭和町16-5 鹿児島県知事登録第2-180号 全国旅行業協会会員

平成28年4月1日改定